

会 議 錄

会議の名称	第9期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和6年10月24日（木）午後5時00分から午後6時00分まで
開催場所	前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p>【委員】 (会場参加) 室岡 利明委員（会長・社会参加就労支援部会長）、佐々木 宣子委員（副会長・相談支援部会長）、村松 広美委員、林 由紀委員、荒木 浩委員、 中村 裕子委員、戸田 重央委員、川田 義廣委員、金塚 恵美子委員、 田口 重和委員、山崎 美喜委員、荒井 康善委員、近江屋 哉子委員、 田村 忍委員、石川 寿子委員、尾島 聖子委員、山本 善万委員、田形 大輔委員 (WE B参加) 塚口 敏彦委員、佐々木 由佳委員 (欠席) 浅野 貴博委員（障害者支援施設検討部会長）</p> <p>【事務局】 福祉保健部長 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課相談支援係主査 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第9期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第9期 第3回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

開会前でございますが、事務局より連絡がございます。
本日はウェブと対面の併用で会議を行いますのでご協力をお願いいたします。
また会議録作成のため録音をいたしますのでご了承願います。
事務局からは以上です。

(会長)

皆さんこんばんは。
第3回小金井市地域自立支援協議会全体会を開催いたします。
本日の欠席を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局です。本日浅野委員から欠席の連絡、中村委員から遅れていらっしゃるとの連絡が入っております。それからWEBでの参加は、塚口委員と佐々木由佳委員となっております。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定によりまして、協議会の開催には半数以上の出席が必要となります。連絡ない方を欠席に含めましても現時点で21人中15人の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

ありがとうございます。
配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日配布しております資料は、まず資料1として障害者週間スペシャルイベントのチラシ。資料2、福祉タクシー事業及び心身障害者ガソリン費助成事業に関する資料。資料3-1、9月期障害者支援施設検討部会の傍聴者の意見。

資料3-2 入所施設に関する講演会の案内。

また、委員のみに配布する参考資料としまして1点目が各専門部会9月26日開催の活動報告、2点目が、9月期障害者支援施設検討部会の傍聴者の意見のうち無記名のもの。

配付資料は以上となります。

不足等ございましたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは議題(1)、各部会からの報告でございます。

私が会長をしております社会参加・就労支援部会の協議状況からについて報告をいたします。

(社会参加・就労支援部会長)

7月は、最初の部会ということで、自己紹介をしつつ課題についてお聞きしました。その中で、就労継続支援B型をやっていて、求人がなかなか集まらないということ。それが工賃へも影響が出てしまうということが一点。なかなか職員が集まらず、資格を持っている人とそうでない人との対応の差が出てしまっている。もう一つは企業間の連携という中で、どうやって仕事をもらっていけば良いかがわからず、ネットワークの構築が難しいというような課題が上がっております。また、委員から超短時間雇用について、渋谷区の事例のご紹介をいただいた中で、区長が声かけ役をしていただいたこと、それから、雇用は最低賃金で行っていたこと、30分間雇用の場合は、最低賃金の半分で企業とお話できたこと等、作業内容の実例などもお話を聞いていただいております。その中で私からは、ネットワークについてのお話として、企業から一括受注をして、それを各作業所に振り分けていくような取り組みもできるのではないかというお話をさせていただいております。まとめとして、超短時間雇用の話を進めながら、工賃の問題やネットワークの問題について、協議していくこととしました。

8月の部会では、来年度に工賃アップの方について議論をするという整理をし、超短時間雇用に関する課題について、議論をさせていただいております。その中で、企業側の課題としては、実は就労継続支援A型・B型についての理解が浅いオーナーさんたちがいるというところ、ちょっとの時間でも雇用するというイメージを持ってもらう必要性があること、マッチングに当たっての能力の見極め等が挙げられております。最後に、何のためにやるのか、目的を明確にする必要性があるということで、自立支援協議会における超短時間雇用の定義付けをしようということで、8月の会議を終えております。

9月の部会では、超短時間雇用に関する定義づけの協議をしつつ、就労支援センターの所長さんにオブザーバー参加していただきまして、現状についてお話を聞いています。その中で、B型から就労に繋いでも1年もせずに戻ってしまうっていうことがあるなどのお話を聞いております。まとめとして、就労に関しては、障がいのある方自身の気持ちの問題もあり、そこを汲み取ってマッチング機能を構築しないといけないということや、支援する側の人員体制の強化というのも必要ということ、就労先に馴染めずに、就労継続支援B

型に戻る仕組み作りも必要ではないかというところ、そのようなお話もしていただいております。また、個別課題とは別に本日の議題でもある福祉タクシー及びガソリン費助成についても頭出しをした中では、今の制度の件数や支給額がどのくらいの予算なのかということを知りたいという意見が出ておりました。

以上が社会参加就労支援部会の活動報告でございます。
次に相談支援部会長からご報告お願ひいたします。

(相談支援部会長)

相談支援部会は、まず7月は、まずそれぞれの委員の方が日頃どのようなお仕事をされて、また活動されているかということや、あと議題としてどのようなお話をしていくかということについて、おひとりずつご発言いただきました。仕事をや活動、相談支援の傾向など、とても幅が広く、それぞれのことを知ることができます、とても良い機会でした。そして、これから部会として何をテーマに協議していくかという中で、キーワードとしては連携とか、自分たちの事業所だけでは解決できないということなどが挙げられていました。また、聴覚に障害のある委員の方からは、情報保障ということも話題にしていくのはどうかというご意見も出されました。事務局からは、事業所やヘルパー等が不足している現状の他、地域生活支援拠点と事業における自立支援協議会の役割などについて説明がありました。また、委員の方から、災害時の取り組みや役割について、自立支援協議会としての意見をまとめるのはどうかとの提案がありました。

8月の部会では、今後、地域生活支援拠点等事業に関わっていくために、私達が理解を深めようということで、事務局の方から、事業の概要と課題について説明がありました。その中で、コーディネーターの配置が難しいという課題があるということを共有し協議を終えました。

9月の部会では、社会福祉協議会の委員の方に話題を提供していただき、事例検討を行っています。DVですか、不登校、家の中にゴミが散乱しているなど、複合的な問題を抱えた多問題家族を事例に挙げ、どこから介入していくのかということや、多機関で連携して調整支援会議のような場を作らないと、解決に向かいにくいのではないかといった話が出ています。その中で、来年度からは重層的支援体制の整備が開始され、それが整えば検討しやすくなるのではないかという話もありました。また、他の地域課題として、引きこもりについて、手帳もなく受診もない状態だと、サービスに繋がるきっかけがなくて支援が難しいという話があり、地域でケース会議を通してスキルを上げていくという必要があるのではないか、そういうふうにして取り組んでいるというような意見も出ました。福祉総合相談窓口のお話も出して、そのお話の中では、情報保障のお話として、特に手話通訳と日本語以外の言語の保障はあるのかという質問が出て

います。現状としては、筆談中心になっているということで、何かいい準備ができたらしいのではないかという意見が出ております。最後に、福祉タクシー及びガソリン費助成については、ガソリン費とタクシー料金の助成の上限が、現状では同じ3,000円ということで、移動できる距離からして、バランスがこれは取れているのだろうかという意見が出ております。ガソリン費とタクシー料金が分けられなくなるという案は扱いやすい、感覚的にもわかりやすいのではないかという意見もありました。

相談支援部会の活動報告は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

次に障害者支援施設検討部会について、部会長の浅野委員が欠席されていますので、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局から報告いたします。

7月は、自己紹介のあと、初めて設置する部会ということもあり、障害者支援施設の設置を検討することとなった経緯や、障害者支援施設とは何か、また多摩地域における障害者支援施設の設置状況について、事務局から説明しました。検討のきっかけとなった陳情を出された団体に所属する委員の方から、追加の資料も配布していただき、ご自身のお話などもしていただきました。また、委員の中で、入所施設での勤務経験のある方がいらっしゃり、人材の確保など、施設を運営する上での困難さについてお話をいただきました。

8月の部会では、東京都福祉局が行った、障害者支援施設への入所希望者の状況調査の結果と、小金井市における入所希望者の一覧を資料として配布し、小金井市に必要な施設の規模や機能について、協議していただきました。その中で出した意見としましては、地域移行と親亡き後の終の棲家としての機能がほしいということ、都外施設の入所者が小金井市に戻るためのワンクッションとなるといいなどがありました。また、どういう施設ができたとしても、民設民営の場合は、入所者が必ずしも小金井市民に限られるわけではないので、施設ができることと入所できることとは別問題であるということを共有しました。

9月の部会では、施設に必要な機能、当事者などの意見を集めるにあたってどのような団体に聞けばよいか、また質問の内容はどのようなものがよいか、この3点について協議していただきました。必要な機能については、生活介護、短期入所、自立訓練など、さまざま出ましたが、既存の施設と同じ機能を充実させていくのか、不足している機能を強化していくのか、といった意見も出ていました。

意見を集める対象としては、手をつなぐ親の会はもちろんのこと、当事者やその家族、研究者や専門家、施設で働いている人、医師などの意見が出ました。質問の内容としては、家族や利用者が不安に思っていること、入所を希望しているか、必要な機能などの意見が出ていました。こちらについては、事務局で調査票のたたき台を作成し、改めて協議したいと考えております。福祉タクシー及びガソリン費助成に関しては、制度を変えるのはいいが、増額をしてほしいという意見の一方、領収書を提出する必要がなくなることは、かなり負担が軽くなるとの意見もいただきました。

障害者支援施設検討部会の活動報告は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

全ての部会の報告が終わりました。委員の皆様の方から補足や他の部会への質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

会長として、やはり福祉人材の不足というのも顕著なのだろうと思います。皆さんの部会の中でもありましたが、その辺の話が出てきているということがやはり今後の課題になってくる可能性というのは非常にあると見受けられます。その養成をすればという話ではあるのですが、2025年からルーテル学院大学さんが、新入生の募集停止をいたしますので、その福祉の人材養成をする機関が募集停止をするということは多分廃校も、在校生がいなくなれば廃校になるというような状況になるかと思います。そんなところを見越した人材養成であるとか、やはり登用というものを考えていかないと今後厳しくなる一方、福祉現場が厳しくなる一方かなというふうに感じました。

他にご意見等はございますか。特になければ、次に進みたいと思います。

(会長)

次に、議題の(2)、事務局からの報告でございます。

障害者週間スペシャルイベントについてということで、ポスター及びチラシについてと、午前の自立支援協議会枠の実施内容について事務局からあわせて報告をお願いいたします。

(事務局)

資料1、障害者週間スペシャルイベントのチラシをご覧ください。現在この内容で印刷業者に発注しております、10月28日に納品される予定となっております。A4版でお配りしておりますが、このチラシを9,000部、こちらをA3版に拡大したポスターを100部作成しまして、自立生活支援課の窓口や図書館に配布する他、市内小・中学校の全生徒、それから商工会及び商店会連

合会等への配布を予定しております。また、実行委員会の主催による午後の部の内容につきましては、新しい映画館の形というタイトルで、目の不自由な人たちも含めまして、誰もが安心して映画を楽しむことができる映画館、シネマ・チュプキ・タパタの作品で、『こころの通訳者たちへ』の上映会を行います。上映後には出演者による舞台挨拶や、出演者であり、イメージソングの作詞作曲者でもある全盲のヴァイオリニストの方による演奏も行います。関心のある方は午後の部につきましてもぜひご参加いただきたいと思います。

報告は以上です。

(会長)

ありがとうございました。事務局からの報告が終わりました。何かご質問等ございますか。

委員、どうぞ。

(荒井委員)

午前の部ですが、障がいを理由とした差別の解消について、それは基本的に講演になりますか。また、講演にする場合はどなたに依頼をお願いするのでしょうか。

(事務局)

午前の部については、この後(3)の協議事項というところでお話をいたしますので、それまでお待ちいただければと思います。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございました。

(会長)

委員ありがとうございました。他に何かございますか。
なければ次に進みたいと思います。

(会長)

次に議題(3)、協議事項です。はじめに、「ア 障害者週間スペシャルイベント(自立支援協議会枠)について」を議論したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者週間スペシャルイベントの午前の部、自立支援協議会の実施内容につきましては、令和6年6月27日に開催しました、第2回目の全体会におきまして、大枠の内容として障害者差別解消法の改正のポイント、それから市が実施している特定相談この2点ということで決定したところです。午前の部につきましては、午前10時から正午まで、2時間となっておりますが、最初の15分間は市長挨拶と実行委員長の挨拶がありますので、実質10時15分から正午までの105分となります。この105分の詳細な内容につきまして、まずは会長から挨拶も兼ねまして地域自立支援協議会とは何かということについて、2、3分程度お話をいただきまして、次に自立生活支援課から市の障害者差別解消条例それと条例に基づく特定相談の説明に12、3分程度お時間をいただきたいと思っております。残りの90分で障害者差別解消法の改正のポイント、それから対応事例の紹介を障害者差別解消の問題に詳しい弁護士の先生にお願いしたいと思っております。さらにその90分の内訳としまして、講演を70分、質疑応答20分という形で講師の方と調整したいと考えております。以上事務局から提案いたします。

(会長)

ありがとうございます。まず事務局から(1)の実施内容についてのご提案でございます。会長から挨拶に3分、市の担当者から説明12、3分、最後に専門家の方から講演について質疑応答込みで90分というご提案でございます。大枠については、第2回の全体会で決定はしておりますが、時間配分や順番など詳細な部分についてご意見があればお願いをしたいと思います。

挙手をしてお願いいたします。

(委員)

専門家の弁護士の方とは、どなたがいらっしゃるのですか。

(事務局)

先ほどの委員からのご質問とも重複しますが、まず差別解消委員会を担当されている弁護士の先生にお話を持ちかけましたが、日常的な仕事としてはそちらの分野というのはあまり専門ではないというようなお話をいただきまして、前期の障害者差別解消委員会の方をお願いしておりました幡野先生という弁護士の方に、今お話をしているような状況です。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にご意見ご質問ありますか。なければ、今事務局からの提案のとおり決定をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。このように決定をさせていただきます。

講師の方との調整は事務局の方でよろしくお願ひいたします。

(委員)

幡野先生とおっしゃる方、その方の講義になるわけですね。その講演は例えば、パワーポイント等の資料を使っての講演になると思われますが、事前にその資料を委員の皆様に配付をしていただくということは難しいでしょうか。

(事務局)

講座の資料のデータをどのぐらい前に準備していただけるのかというところにもありますが、可能な限り配布したいと思います。

(委員)

どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

それではこのように決定をしたいと思います。そのパワポかどうかも含めて、事務局の方でよろしくお願ひいたします。

(会長)

では続いて①の役割分担について事務局から説明をお願ひいたします。

(事務局)

午前中の時間帯につきましては、開会からお昼の休憩までの進行も自立支援協議会で行うこととなっております。委員の中から司会役を 1 名選出していただけだと思います。

説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。午前中の時間帯の司会役です。選出するということでございますが、どなたか立候補または推薦等ございますか。

(近江屋委員)

はい。

(会長)

近江屋委員が手を挙げてくださいました。立候補ということですね。それでは近江屋委員ということで、事務局とで司会の方をお願いしたいと思います。

皆さんから拍手もいただきましたので、決定ということにしたいと思います。次の協議事項に進みたいと思います。

(会長)

次に、福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン費助成事業の手当化についてというところを議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

9月期の各専門部会の方でもそれぞれ説明されていると思いますが、改めて説明をいたします。資料2をご覧ください。現行制度の概要でございます。タクシー料金または自動車の燃料費につきまして、ひと月当たり3,000円を上限に、その一部または全部を助成する事業でございます。

現行制度の課題といたしまして、いずれの事業も実費に対する助成であることから、領収書による確認が必要ということで、利用者にとっては領収書を保管しておくことが負担となり、市の担当職員にとってはその確認作業が大きな負担となっているところです。

次に、多摩地域における類似事業の実施状況でございます。本市同様の領収書の確認による実費助成が8市。タクシー券等を発行するのが12市、一定額を一律に支給するものが4市となっています。

次に手当化を検討する理由でございます。まず現行の制度につきましては、先ほど申し上げたような課題があります。また、現在の多摩地域の状況としては、タクシー券等の発行が一番多いところではあり本市でもかつてはタクシー券を発行していましたが、偽造があったことにより制度を変更した経過があります。さらに、タクシー券等の場合は、使える業者が限られてしまうため、利便性が低下することが懸念されます。以上の理由から、現時点では少数派ではありますが、手当化が最も適していると考えております。

資料の裏面には、現行制度と手当化した場合との比較を記載しておりますので、参考にご覧いただければと思います。また、9月期の部会におきまして、

現行制度の利用者の数や、支払額について知りたいとの意見も出ていたので、最後に参考として記載しています。利用者にとってより良い制度とできるよう、ご意見等ありましたらお願ひします。

事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。

市の担当課としては、現行の制度の課題を解消するために、手当化を検討したいというご説明でした。

皆様からご意見ご質問等ありましたらお願ひいたします。

(委員)

親の会の役員会でこのことについて話し合いをしました。今実際に必要で利用している人たちが、今よりも減額になることに皆さんとても心配しており、親の会としては必要としている方がほとんどなので減額になるようでしたら、現状維持を希望します。以上です。

(会長)

ありがとうございます。事務局お願ひできますか。

(事務局)

上限額の設定でございますが、今現在一律ではなくて、極端な方では0の方もいらっしゃる状況です。また、今は領収書をとっておくのが負担で、あるいは使っていないという理由で申請がないという方もいらっしゃいますが、その辺の負担がないということで申請が増える可能性もあります。そのような中で一律に3,000円支給するのは難しいかなと、今の案として考えているところです。予算審議の前という事がありまして、具体的な数字は申し上げにくいところではあるのですけれども、単価の設定としては、まず現在使われている平均額、そこを元に少しづつ計算していきまして、実際に使っている方の割合が、二千いくらという額の時に、今の支給されている額より少なくなってしまう人、損をする人、その割合が50%に近い所まで引き上げていく形で、実際に平均額で計算してしまうと損する人が多くなってしまうというような結果が出ましたので、そこから予算額を大幅に超えないような範囲で上げる。そういう調整をしております。実際に損をする人が0と言う形にはならないですけれども、領収書を保管しておく手間を省くとか、今まで年二回窓口にお越し頂いていたのですが、手当ですと実費の確認がありませんので、要件を満たしていれば年に1回

の要件確認のみで、その辺の負担も軽くなるのかなというところがありますので、その辺でご理解をいただきたいというのが、考え方ということになります。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見等ありますか。
委員お願ひいたします。

(委員)

現行の制度で、精神障害者で必要と認められるものという、必要と認められるもののイメージが湧かないのですが、その辺のことを教えていただけますか。

(事務局)

現行の制度では 電車・バスなど通常の交通機関の利用困難な方を対象とした福祉タクシー、また障害のあるご家族のための運行に使うガソリン費助成、どちらか一つが対象となるという制度になっております。ガソリン費助成の方につきましては、身体障がい、知的障がいに限られています。福祉タクシーの方は精神的な障がいの理由により、電車・バス、人混みなどが難しい方もいらっしゃいますので、そういう理由で公共交通機関が使いにくい方を対象にしています。精神障がいの方は、移動が困難か困難でないかは等級の数字だけでは判断しづらいので、申請があった場合に担当者が調査に行きまして、確かに使いにくい障がいと認められた場合に対象としております。

(会長)

ありがとうございます。他に何かご意見ありますか

(山本委員)

物価がすごく上がっています。もともとは皆にチケットで3,000円配っていたのですから、色々な形で手当が出てますけれども、2,000円、1,500円でなく3,000円での手当てで検討をお願いいたします。

(事務局)

一律3,000円配っていたというお話ですが、それは3,000円に相当するクーポン券を配っていたということで、実際にはそれが使われた場合にタクシー業者さんと市の方で実際に使われた額だけで精算しておりましたので、市としては一律に3,000円支給していたわけではありません。3,000円を現金で一律に支給してしまうと予算が大きく膨らんでしまうという事情もあり

ます。

(山本委員)

実際に他の市町村を全部調べたわけではないのですが、東盲協の支部長が集まった会議で、3,000円プラスアルファの市区町村がいくつかの地区でも認可されているということが発言されています。そういう動きも考慮していただきたいと思います。希望です。

(事務局)

3,000円プラスアルファっていうのは、おそらく実費に対する方式でしている制度かと思います。多摩地域で一律に手当を支給しているところでは、一番高くて2,500円。低いところでは1,500円。現在そのような状況になっていますので、一律に手当するという市が増えてきたとき、おそらくは当市と同じように領収書の手間ですか、あるいはタクシー券の場合だと、利用できる事業所を開拓しなければならないという課題を抱えていますので、手当化する市が今後増えていくことも予想されます。その中で平均的な額より著しく低いですか、そのような状況になれば見直しが必要と思っています。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

(山本委員)

ありがとうございました。

(会長)

続きまして委員お願ひいたします。

(委員)

タクシーとかガソリンの助成金については、聴覚障がい者は該当になってないのです。昔聞いたときに市から私達は対象外というふうに言われました。その理由は何だといいますと、財政が苦しいからだとはつきり言わされました。今は物価も上がり、出費が色々嵩みます。昔言われた理由で、この財政が苦しいということは、今はズレがありますよね。今は配慮が必要ということになっていますから。いかがでしょうか。

(事務局)

聴覚障がいの方が対象から外れるということで、当時の説明が財政的な問題と説明したということでしたが、実際のところでは心身障害者福祉手当というものがまず一つある中で、プラスアルファでその中でも特に公共交通機関を利用しにくい方、一律に視覚障がいと聴覚障がいを比べた時に、どちらが困難だということを第三者から判断することは非常に難しいところではあるのですが、その中でも、一般的に今対象になっている方がより公共交通機関の利用が困難だろうという想定のもとで区分けをされているものであります。その想定の区分けをする更に上の理由としては、財政的なものがあるので一律に全部は出来ないよ、だから理由でわかるんだよというようなところだったのかなと。想像ですが、そういうことでその言葉を当時に説明した方が使ったと思われます。

(委員)

わかりました。では、実際に視覚障がい者、車いすを使ってらっしゃる方、いろいろ大変なことだと思います。この手当について助成すべきだと思います。さらに、全ての障がい者、聴覚障がい者も含めて、全ての障がい者が乗りやすいような、外出しやすいような、そういうことになるような、まずはCOCOバスですね、まずはCOCOバスの便利なルートですとか、まずそれを考えた方がいいのではないかと思われます。それが今足りないのでないかと思いますので、それをぜひ含めて欲しいと思います。COCOバスなどをぜひ考えていただきたいです。

(会長)

委員ありがとうございました。よろしいでしょうか。COCOバスの件については、この案と担当課が違うので、それは市の方で対応の方をお考えいただければと思います。

他にご意見等ございますか。

(委員)

手当は別として、自立支援協議会の役割は全ての障がい者の生活がしやすいような社会を作るということだと思います。ですから、手当、簡単に手当ということだけではなくて、全ての障がい者が生活しやすい、移動しやすい、外出がやすいということを考えた場合、支援を広げて、ここは違うということではなくCOCOバスはここではないということではなく、そういったことを開拓する、利便を向上するとか自立支援協議会が市に提案をすることも必要だと私は思います。

(会長)

ありがとうございます。私の言葉が足りなかつたのかもしれませんけれども、当然のごとく、この自立支援協議会は、今、委員が言われたように、全体のこと、障がい者全体のことを考える協議会でございます。当然のごとく今、開拓、CO COバスのルート開拓という点については、担当課が違うのですね、申し訳ないのですけれども。ですので、自立生活支援課さんにお願いをしつつ、そこで当然のごとく、意見としては今、委員が言われたようなご意見を伝えていただくというところでよろしいのかなと、そういう意味で私は申し上げている次第でございます。

(委員)

わかりました。

(会長)

他にご意見等はございますか。あくまでも自立支援協議会として、これに対する意見を言う場ですので、複数の委員から意見も出ていますが、今の委員から出たご意見も含めて、市の方に受け止めていただきて、なるべく高い額で、予算を組んでいただけるような形で利便性を考えた時に、やはり領収書を集めるというのは双方の手間であるというのは確かだと思いますので、意見としてはお三方が言われた意見を含めて、自立支援協議会からの意見として取り上げていたいた上で、最終的な案を作っていただくということでおよろしいですか。

そのように決定をさせていただきて、一応領収書を伴う負担額に応じた支給から一律手当の支給に変えていくところでは、了承させていただく。

(福祉保健部長)

この議題につきましては、正式には議案という形で議会のいわゆる賛否に基づいて通る通らないという案件になる予定ですので、今日につきましてはこのような形でご意見が出たということで受け止めさせていただき、それを踏まえて我々がどうしていくかというところで、お預かりをさせていたしていただきたいと思います。

(会長)

そのようなご意見でございますのでよろしいですか。ご意見ないということで、そのようにご提案をさせていただくというところでございます。

このタクシー券については以上でございます。

(会長)

続いて協議事項(4)、その他の議事議題です。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3－1をご覧ください。9月期の障害者支援施設検討部会を傍聴された方からのご意見です。所定の意見・提案シートを添えてご提出いただきましたが、資料としては、意見本文が記載された別紙のみ配布しております。冒頭の部分は施設設置を検討するきっかけとなった陳情に記されていた、障害者支援施設の設置を要望する理由となる小金井市の現状についてあらためて書かれておりますので、参考にしていただければと思います。表面中段以降、裏面にかけては、9月期の障害者支援施設での3つの議題に沿ったご意見となっておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

この方は、陳情を出された団体の会長をされている方でございますが、意見書と合わせて、講演会の案内もお持ちいただきました。資料3－2がそのご案内でございます。本来は、当該団体の会員を対象に行っているということですが、今回のテーマは入所施設に関する事とということで、自立支援協議会委員へもご案内いただいたところです。詳細につきましては、当該団体に所属する委員からご説明いただきたいと思います。

(委員)

こちらの講演会ですが、手をつなぐ親の会では年間2回の福祉講演会を実施しております。今年度1回目は、自立支援協議会でも、部会としていただきました障害者支援施設いわゆる入所施設について、実際に武藏野市でお子さんが利用されている、田中由佳様と小金井の障害福祉の実情について知見があり当会の相談支援の所長をやっております吉岡様、あとは当会の会長の畠の講演会を実施いたします。どういった施設が小金井市には必要なのか、どういった機能が必要なのかというところも含め、ここで話を来ていただく予定ですので、皆様お忙しいことと存じますが、ぜひご出席いただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長)

事務局及び委員からのご説明がございましたが、何かご質問等ござりますか。事務局からお願ひいたします。

(事務局)

自立支援協議会の委員が参加する場合は、事前に申し込みはないということでおろしいですか。

(委員)

予約は必要ありません。

(会長)

何か他にご意見等がございますか。

そうしましたら、関心のある方は、特に障害者支援施設検討部会の皆様におかれましては、ぜひ参加をしていただけたらありがたいなと思います。これは会長からのお願いでございます。

次に進みたいと思います。

(会長)

次第3、次回の開催日について事務局からお願ひいたします。

(事務局)

次回は11月14日、木曜日、18時より専門部会を開催いたします。社会参加・就労支援部会は前原暫定集会施設A会議室、相談支援部会は前原暫定集会施設B会議室、障害者支援施設検討部会が本町暫定庁舎第一会議室となっております。部会終了後、19時45分を目安に前原暫定集会施設A会議室において合同部会を開催し、各部会での協議事項の報告を行うのでよろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありました。専門部会ということで、それぞれ会場が異なつておりますので、お間違えないようにお願ひいたします。また、開催時間が、いつも5時からですが、次回は6時からなので、お間違えないようご参考いただければと思います。

他に何か委員の皆様からご質問等ございますか。それではこれで第3回小金井市地域自立支援協議会全体会を終了したいと思います。皆さんありがとうございました。

(委員)

すみません。

(会長)

何かありますか。どうぞ。

(委員)

障害者週間ですね、ブースをどこに何を出すかという打ち合わせなどを全然書いてありませんが。

(事務局)

障害者週間の自立支援協議会の内容は小ホールで行います。

(山本委員)

視覚障害者の会で日程の調整をしていて、やるっていうことに注力しているのです。

(事務局)

今こちらでは、あくまで午前中の自立支援協議会として実施することについてだけお話しております、全体については障害者週間実行委員会という別の会がありますので、そちらで協議しております。

(委員)

私はそちらには出ておりません。

(事務局)

障害者週間実行委員会では委員からいただいたお話は事務局で把握しておりますので、そちらから説明をしていくという状況になります。

(委員)

それで担当の職員さんと連絡を取り合ってやっています。

(事務局)

そうです。その職員が事務局として把握しております、実際にお話を元に会場を見学をして、どんなことができるかというところも担当職員がやっているところでございますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

それでは他に何かご意見ありますでしょうか。それではこれで終了したいと
思います。

皆さんありがとうございました。